

平成31年第1回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成31年2月14日（木曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 1号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止について

○出席議員（9名）

1番 村 田 定 人 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 船 本 秀 雄 君
5番 小 寺 光 一 君	7番 平 山 美知子 君
9番 逢 坂 照 雄 君	10番 寺 沢 孝 毅 君
11番 熊 谷 俊 幸 君	

○欠席議員（1名）

8番 磯 野 直 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長 兼電算共同化 推 進 室 長	飯 作 昌 巳 君
総務課総務係長	山 田 太 志 君
総務課職員係長	門 間 憲 一 君
地 域 振 興 課 長	酒 井 峰 高 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 顕 君
総 務 係 長	杉 野 浩 君
書 記	土清水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） ただいまから平成31年第1回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 1時00分）

◎町長挨拶

○議長（熊谷俊幸君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成31年第1回羽幌町議会臨時会を招集にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。平成31年も2月に入り、本町におきましては新年度に向けた予算編成を進めているところですが、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解、ご支援、ご協力をいただきながら将来に向け夢と希望を持てる魅力あるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、議案として一部事務組合格約の制定並びに廃止についてでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（熊谷俊幸君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊谷俊幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 逢坂照雄君 10番 寺沢孝毅君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（熊谷俊幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（熊谷俊幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届け出は8番、磯野 直君であります。

本日の遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第4、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

平成31年2月14日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入をしております、一部事務組合でありまして、今般、当該組合規約の変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、別紙でお配りしております説明資料をご覧ください。

北海道市町村総合事務組合は、公務災害補償などの事務を共同処理する一部事務組合でありまして、共同処理する事務の種類につきましては、非常勤職員に係る公務災害補償、非常勤消防団員に係る損害補償、非常勤水防団員に係る損害補償など複数の事務を所管しており、その事務ごとに共同処理する団体が異なることから、複合的一部事務組合と位置づけられるものであります。

この複合的一部事務組合は、市町村や特別区などで構成され、地方自治法上北海道及び北海道が構成員となっている一部事務組合は加入することができませんが、現行の規約では、北海道を構成員とする石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団、更にはこの2つの企業団を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合が当該総合事務組合に加入している状況にあることから、これを是正するため規約を変更するものであります。

なお、規約の変更方法につきましては、現行規約が法的根拠を有していないことから改正ではなく、現行規約を廃止し新たに規約を制定するものでございます。

次に、具体的な変更内容でございますが、2ページをご覧ください。

北海道市町村総合事務組合の現行の構成図ということで記載をしておりますが、各市町村や一部事務組合と共に、石狩東部及び石狩西部広域水道企業団と、退職手当組合の3団体も構成団体として含まれております。

これを3ページになりますが、この3団体を総合事務組合の構成団体から除き、あわせてこれら3団体の事務処理を委託により受けられるよう規約に盛り込むものでございます。

なお、制定する新しい規約につきましては、議案書に記載のとおりでございます、条文の朗読を省略させていただきます。

以上が今回の提案内容の説明でございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから議案第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 北海道市町村総合事務組合格約の制定並びに廃止については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成31年第1回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 1時 8分）